

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	構造改革特別区域法及び総合特別区域法に基づく特産酒類の製造事業 (国税9)(酒税:外) 【拡充】
2	要望の内容	構造改革特別区域法及び総合特別区域法に基づく特産酒類の製造事業において使用可能な原料について、以下のとおり拡充する。 <国 税> ※地方税なし ○現行の農産物に加え、水産物等を使用可能とする。 ○災害等により特区内で生産された特産物を原料とすることができない場合に、当該特区以外の地域において生産された特産物を使用可能とする。
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	【構造改革特区】 構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成20年5月21日施行) 構造改革特別区域基本方針(平成20年6月6日閣議決定) 【総合特区】 総合特別区域法(平成23年8月1日施行) 総合特別区域基本方針(平成23年8月15日閣議決定)
6	適用又は延長期間	【構造改革特区】 構造改革特別区域基本方針の規定に基づく規制の特例措置については、当該特例措置が適用される特区計画の最初の認定後、規制所管省庁から提出される調査スケジュールを踏まえ、評価・調査委員会にて評価時期を検討し、構造改革特別区域推進本部長が評価時期を決定する。当該評価実施時期に全国展開の可否について、評価を実施。現行の特産酒類の製造事業については、当該評価・調査委員会における評価結果を踏まえ、内閣総理大臣を構造改革特別区域推進本部長とし、全閣僚がメンバーとなる構造改革特別区域推進本部において、「特区として認定を受けて実施されることにより、(略)地域の活性化としての意義が大きい」ものであり「特区として当分の間存続させる規制の特例措置」とされている。(平成23年3月30日 構造改革特別区域推進本部決定) 【総合特区】 総合特別区域基本方針の規定に基づく規制の特例措置については、原則として、提案に基づき実現した規制の特例措置に係る最初の総合特区計画の認定後1年を経過した時点の年度末までに最初の評価を行い、以降、原則として1年ごとに評価を行う。
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域の自発性を最大限尊重して設定された特区において、地域の特性に応じて規制の特例措置に基づく事業を実施することにより、地域資源を最大限活用した地域の活性化を図る。

		<p>《政策目的の根拠》 【構造改革特区】 ○「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)(抄) 第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 (4)観光立国・地域活性化戦略 …これからの国の地域振興策は、NPO等の「新しい公共」との連携の下で、特区制度等の活用により、地方の「創造力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならない。</p> <p>【総合特区】 ○「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)(抄) &lt;21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト&gt; 11.「総合特区制度」の創設 「…全国で展開する『地域活性化総合特区(仮称)』では、地域の知恵と工夫を最大限活かす規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等、「新しい公共」との連携を含めた政策パッケージを講じる。…地域資源を最大限活用した地域力の向上が期待される。」</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	地域活性化政策 地域活性化の推進 (構造改革特別区域法、総合特別区域法)
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域の特産物を用いた地域ブランドの果実酒及びリキュールの販売を通じて、交流人口の拡大や地域農水産物の利用拡大を図ることで、地域資源を最大限活用した地域の活性化を図ること。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特産酒類の製造事業の認定件数
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域の特性に応じて規制の特例措置に基づく事業として、特産酒類の製造事業を実施することにより、地域の特産物などの地域資源を最大限活用した地域の活性化が図られる。
8	有効性等	① 適用数等 構造改革特別区域計画(特産酒類の製造事業)の認定件数 平成20年度 16件 平成21年度 8件 平成22年度 5件 平成23年度 5件(見込み) 平成24年度 10件(見込み)  特産酒類の製造事業の認定件数が徐々に増えており、また、構造改革特区提案等より、原料の拡充に関する要望も挙がってきている。
		② 減収額 —(収収減とはならない。)

		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(平成20年度～平成23年度)          構造改革特区において、認定を受けたものが、地域の特性に応じて規制の特例措置に基づく事業を実施することにより、地域資源を最大限活用した地域の活性化が図られる。          構造改革特区計画の認定により、1,155件の特区を実現(平成23年6月29日時点)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(平成20年度～平成23年度)          特産酒類の製造事業の実施により、地域特産物の販売促進や観光客数の増加等の効果が現れている。          徳島県吉野川市美郷地区では特区による梅酒製造所が起業し、梅酒祭りをはじめとしたイベントが実施され、県内外からの大勢の観光客で賑わう等の効果が現れている等の事例がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》          租税特別措置が講じられない場合、上記のようにすでに発現している効果の拡大が果たせないこととなり、更なる地域のニーズに基づいた地域資源を最大限活用する地域の活性化が図られないこととなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》          —(税収減とはならない。)</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>地域の特産物である水産物等を用いたりキュール等の製造が可能となることで、更なる地域産品の利用拡大や地域ブランド化が図られ、地域の活性化に資する。          なお、特産酒類の製造事業については、構造改革特別区域推進本部において、「特区として認定を受けて実施されることにより、(略)地域の活性化としての意義が大きい」ものであり「特区として当分の間存続させる規制の特例措置」とされている。(平成23年3月30日 構造改革特別区域推進本部決定)</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置は、酒類製造免許の要件のうち最低製造数量基準を緩和するという酒税法の特例措置であり、他の支援措置等の手段をとることはできない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—